

**ソフトウェア使用許諾契約書**

許諾認証番号：第04A0004971-D0592号

#################################################################################################################

**重要**：このソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」という）は下記の株式会社ソリトンシステムズ（以下「ソリトン」という）のソフトウェア製品の使用に関して、個人または法人を問わず、お客様とソリトンとの間で合意される法的な契約書です。

お客様は、本ソフトウェア製品のディスクパッケージの開封、ダウンロード、インストール、または使用により、本契約の各条項に拘束されることを承諾したことになります。もし、お客様が使用許諾条件に同意できない場合は、本ソフトウェア製品のディスクパッケージの開封、ダウンロード、インストール、または使用しないでください。

--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

|  |  |
| --- | --- |
| 許諾ユーザー名： | 郡山信用金庫 |
| 許諾プログラム： | SmartOn ID V2.8.1 サーバーパック (SID-2810-S)  ＜ACLサーバー、マネージャー、ログサーバー＞ |
| 使用許諾数： | 各1ライセンス |
| 許諾期間： | - |

--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#################################################################################################################

1. ライセンスの許諾
   1. ソリトンは、上記の許諾プログラム（以下「本ソフトウェア」という）の原権利者として、あるいは本ソフトウェアの原権利者との再許諾権契約により、本ソフトウェアの使用権を許諾する権利を有しています。
   2. ソリトンはお客様に対し、以下の非排他的権利を許諾します。
      1. 本契約の条件に基づき本ソフトウェアを使用すること。
      2. バックアップ目的で本ソフトウェアの全部又は一部を複製すること。
      3. 上記使用許諾数までの台数のコンピュータにインストールすること。「インストール」とは、コンピュータ内に本ソフトウェアを取り込むことを言います。
   3. ソリトンはお客様に対し、以下の条件での非排他的権利を許諾します。
      1. 本ソフトウェアがサーバーパックまたは基本パック（以下総称してサーバーパックという）以外の場合、対になる特定のサーバーパックと組み合わせて使用すること。なお、サーバーパック間での流用・移管等はできません。
      2. SmartOnシリーズ又はInfoTrace PLUSの「ユーザーライセンス」、「アクティブトークンライセンス」又は「トークン」について、上記使用許諾数の範囲内で、ハードウェアトークン（ICカードやUSBキーなど）又はソフトウェアトークンを使用すること。
      3. InfoTrace、InfoTrace PLUS又はSoliton Smart Securityの「マイグレーション」について、上記使用許諾数の範囲内で、コンパクトパックで購入した本ソフトウェアを通常のプログラムへ移行すること。
      4. e-Careの「SNMPノード」又はInfoTrace PLUSの「SNMPノード監視」について、SNMP機器を上記使用許諾数の範囲内で本プログラムに登録すること。
      5. SmartOn IDの「for リモートアクセス」又は「TSクライアントアクセス」について、1台以上のリモートアクセスクライアント又はTSクライアントに対して複数のコンピュータが接続する構成を利用する場合、上記使用許諾数の範囲内で同時接続すること。
      6. SmartOn IDの「バイオメトリクスライセンス」について、上記使用許諾数の範囲内でユーザーの生体認証情報を登録すること。
      7. InfoTrace PLUSの「for リモートアクセス」又はSoliton Smart Securityの「TS Agent アクセスライセンス」について、InfoTrace Windows Agentをインストールした1台以上のコンピュータに対して複数のコンピュータが接続する構成を利用する場合、上記使用許諾数の範囲内で同時接続すること。
      8. 上記で許諾期間が定められている場合にはその期間内で使用すること
   4. 本ソフトウェアがバージョンアップ版である場合、本契約における使用許諾数と同数の旧バージョンの使用許諾数は自動的に失効されます。
2. 知的財産権の帰属
   1. 本ソフトウェア及び前条第２項に従ってお客様が作成した複製物の著作権その他一切の知的財産権は、ソリトン又は許諾ライセンスの原権利者に帰属します。本ソフトウェアは、著作権法および国際著作権条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法令ならびに条約によって保護されています。
   2. 本契約によって許諾される権利を除いては、いかなる権利もお客様に譲渡又は許諾されないものとします。
3. 禁止事項

お客様は、本ソフトウェアの使用にあたっては、以下の事項を行ってはならないものとします

* + 1. 本契約によって許諾される範囲を超えた使用又は複製
    2. 商用もしくは非商用目的を問わず、第三者への譲渡・貸与・配布又は再使用許諾もしくはこれらに類する行為
    3. 本ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング又は逆アッセンブルもしくはこれらに類する行為
    4. 本ソフトウェアに記載された著作権表示の変更・削除
    5. 本ソフトウェアの販売目的での直接的・間接的な輸出

1. 保証
   1. 本ソフトウェアの無償保証の内容及び期間については、裏面「ソフトウェア製品の無償保証について」の内容に従うものとします。
   2. 前項の規定に関わらず、以下の事項については有償無償を問わず保証の範囲外とします。
      1. ソリトンのソフトウェア製品の使用に際して生じた直接的、間接的および偶発的なすべての損害
      2. 誤使用、改造、ソリトンが認めた環境仕様に適合しない操作、又はソリトン以外のソフトウェア製品やメディア等を使用した結果生じた不具合及び損害
      3. 天災地変その他不可抗力により生じた不具合及び損害
2. 適用

本ソフトウェアの一部に、オープンソース・ソフトウェアを使用している場合があります。ソリトンは、本契約第1条1項および2項、第2条ならびに第3条の制限（以下総称して「制限等」という）が、本ソフトウェアに適用される法令（以下「適用法」という）により禁止、又は本ソフトウェアに含まれるオープンソース・ソフトウェア使用許諾契約（以下「第三者使用許諾」という）により禁止される場合には、当該オープンソース・ソフトウェアに関し、本契約の制限等に優先して適用法および第三者使用許諾を適用するものとします。

1. 免責
   1. 第4条「保証」の定めにかかわらず、本ソフトウェアの一部にオープンソース・ソフトウェアを使用している場合には、ソリトンは、オープンソース・ソフトウェアに関して保証を行ないません。また、第三者使用許諾によりオープンソース・ソフトウェアのソースコードをお客様に提供する場合についても当該ソースコードに関する対応および保証を一切行ないません。
   2. ソリトンは、如何なる場合においてもオープンソース・ソフトウェアのソースコードの提供、オープンソース・ソフトウェアの使用若しくは性能に関連して生じる直接・間接を問わず、また、通常・特別のいずれの損害に対しても責任を一切負いません。
   3. 本ソフトウェアの機能が、お客様の要望を全て満たせることを保証するものではありません。いかなる場合においてもマルウェア・悪意のある攻撃・その他の脅威からの完全な防御を保証するものではありません。
2. 反社会的勢力排除

お客様は、お客様、およびお客様の親会社、子会社等の関連企業並びにお客様の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）、従業員、又は自己の主要な出資者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるもの（以下「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力ではなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、暴力的な要求行為、反社会的勢力を名乗る等して取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、相手方の名誉・信用を毀損し、業務の妨害を行い若しくは不当要求行為、その他これらに準ずる行為をなさないことを表明し、保証します。

1. その他
   1. 本契約は、お客様が本ソフトウェア製品のディスクパッケージの開封、ダウンロード、インストール、または使用したときから発効し、お客様が本ソフトウェアの使用を終了するか、又は次項に基づきソリトンが本契約を解除するまで有効とします。
   2. お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、ソリトンはお客様に何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、お客様は本ソフトウェアをコンピュータ上から削除し、本ソフトウェア、その複製物およびその付属品すべてを、ソリトンに返却するものとします。なお、本条本項による返却の際には、購入代金の返却は行わないものとします。また、ソリトンは当該解除によりお客様に発生した損害を賠償する責任を一切負わないものとします。
   3. お客様の契約違反によってソリトンが損害を受けた場合、ソリトンは損害賠償を請求できるものとします。
   4. 本契約に関連して生じた紛争について裁判による解決を図る場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
   5. 本契約は、日本国法に従って解釈されるものとします。



**ソフトウェア製品の無償保証について**

|  |  |
| --- | --- |
| 無償保証の範囲 | 無償保証期間は、製品媒体の書類や包装、仕上り、素材について、品質上の欠陥がないことを保証します。媒体または書類に不具合が発見された場合は無償で交換いたします。 |
| 無償保証期間 | 弊社出荷日より90日間 |
| お問合わせ窓口 | ソリトンシステムズコンタクトセンター  お問合せはWebフォームをご利用ください。  「ご購入後の製品・サービスのサポートに関するお問い合わせ」  http://www.soliton.co.jp/contact/index.html |
| お問合わせ受付時間 | 平日9:00 ～ 17:30　（土・日・祝祭日、12/29～1/4は除く） |
| お問合わせに際して | お問合せの際は、製品名／許諾認証番号またはシリアル番号をお知らせください。  ※技術的なお問い合わせにはサポートサービス契約が必要です。 |

※本内容は、平成26年1月現在のものです。事前の予告なしに改正、変更する場合がございます。